

# シックハウス関係工事終了時写真の提出が不要となりました。(平成23年5月1日施行)

建築基準法施行規則 第4条及び第4条の8の改正により、「内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を書した写真」の提出が不要となりました。

平成23年5月1日からの検査申請においてシックハウス関係工事終了時写真の提出は不要となりましたのでお知らせいたします。

## 検査特例を受ける場合の工事終了時写真の提出部数等を明確にしました。



- 1 基礎配筋の工事終了時
- 基礎配筋の全景 (2枚程度)
  - 基礎の配筋形状がわかるもの
    - ・ 主要な立上り・底盤
    - ・ 開口部補強筋
    - ・ 出隅又は入隅部



- 2 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時
- 柱、筋交い、耐力壁の全景 (2枚程度)
  - 仕口、継手金物等の施工状況がわかるもの
    - ・ 筋交い仕口部分
    - ・ 柱頭・柱脚金物取付部分
    - ・ 帯金物取付部分(該当する工法)



- 3 屋根の小屋組の工事終了時
- 小屋組の全景(屋内より) (1枚程度)
  - 火打梁、母屋等の接合部がわかるもの
    - ・ 火打梁
    - ・ 母屋

### 留意事項

・ 写真には表示板(工事名・撮影年月日・撮影部位を記入)を含めて撮影してください。

・ 提出部数は一部として検査申請書に添付してください。

